令和６年度

一般廃棄物処理実施計画

鳥取県米子市

令和６年４月

目次

Ⅰ　計画の目的 ･･ － 1 －
Ⅱ　ごみ処理実施計画 ･･ － 2 －
第１　計画処理区域 ･･ － 2 －
第２　一般廃棄物の区分及び処理量見込み ･･････････････････････････････ － 2 －
第３　排出抑制・資源化計画 ･･ － 3 －
第４　収集・運搬計画 ･･ － 6 －
第５　中間処理計画 ･･ － 13 －
第６　最終処分計画 ･･ － 16 －
第７　その他の計画 ･･ － 17 －
Ⅲ　生活排水処理実施計画 ･･ － 19 －
第１　計画処理区域 ･･ － 19 －
第２　生活排水処理計画 ･･ － 19 －
第３　し尿・浄化槽汚泥処理計画 ･･････････････････････････････････････ － 19 －

別紙１　処理量見込み及び計画・収集運搬量・・・・・・・・・・・・・・ -21-
別紙２　一般廃棄部収集運搬業許可業者（ごみ）　（１）米子市・・・・-22-
（２）境港市・・・・-23-
（３）日吉津村・・・-24-
別紙３　計画中間処理量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -25-
別紙４　米子市一般廃棄物処理業許可業者・・・・・・・・・・・・・・・ -26-
別紙５　米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）　-27-

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項の規定に基づく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１条の３の規定に基づき、令和６年度米子市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

Ⅰ　計画の目的

令和６年度中に米子市内から発生する一般廃棄物の処理に関し、ごみの排出抑制や再資源化によってごみの減量化を図り、本市の実状に適した循環型社会の実現を目指すほか、生活排水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全・改善、さらには豊かな水環境を創造することを目的として本計画を定める。

Ⅱ　ごみ処理実施計画

第１　計画処理区域

米子市全域

第２　一般廃棄物の区分及び処理量見込み

１　区分

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>台所ごみ、紙くず類、草木類、革・ゴム類、家具・敷物類、布・寝具類、白色でない発泡スチロール・トレー、軟質プラスチック製品</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td rowspan="2">電気製品（家電４品目及びパソコンを除く）、金属、陶磁器製品、硬質プラスチック製品、ガラス類</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃性粗大ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td colspan="2">白色発泡スチロール・トレー</td><td>白色の発泡スチロール・トレー</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶・ビン類</td><td>空き缶、ビン（飲料・食品用に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>ＰＥＴマークのついたペットボトル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">古紙類</td><td>新聞・チラシ</td><td>新聞・チラシ</td></tr>
<tr><td>本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td><td>本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td></tr>
<tr><td>ダンボール・紙箱</td><td>ダンボール・紙箱</td></tr>
<tr><td colspan="3">乾電池</td><td>乾電池、ボタン電池</td></tr>
<tr><td colspan="3">蛍光管・水銀体温計</td><td>蛍光管、水銀体温計、電球</td></tr>
<tr><td colspan="3">小型家電</td><td>小型家電リサイクル法※1 第２条第１項に規定する電気機械器具であって、本市が不適物として定めるもの※2 を除くもの。</td></tr>
</table>

※1　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号）

※2　本市が不適物として定めるものは、次のとおりとする。

ア　電池、バッテリー、蛍光管、電球

イ　木製枠のこたつ、電気カーペットなど可燃部分が含まれるもの。

ウ　石油ファンヒーター、石油ストーブなど燃料を使用するもの。

エ　ガスや油脂が含まれるもの。

２　処理量見込み

別紙１のとおり。

なお、境港市、大山町及び日吉津村から発生した可燃ごみについては、米子市クリーンセンターに搬入できるものとし、同センターで処理するものとする。

第３　排出抑制・資源化計画

１　排出抑制・資源化の目標

(1) 排出抑制（事業系古紙類、事業系食品残さを除く。）

	R4 年度実績	R5 年度実績	R6 年度目標
人口（人）	146,289 ※１	145,251 ※１	145,703 ※２
ごみ排出量（トン/年）	47,231	45,701	46,982 ※３
1人1日当たり（グラム/人・日）	884.55	859.65	896 ※３

※１　令和４年度及び令和５年度人口は各年１０月１日現在

※２　令和６年度人口は、第４次米子市一般廃棄物処理基本計画の数値（１０月１日現在）

※３　令和６年度目標数値は第４次米子市一般廃棄物処理基本計画の当該年度達成目標数値

(2) 資源化（事業系古紙類、事業系食品残さを除く。）

	R4 年度実績	R5 年度実績	R6 年度推計
ごみ排出量（トン/年）A	47,231	45,701	44,329
再生利用量（トン/年）B	7,132	7,130	7,122
リサイクル率(%)B/A	15.1	15.6	16.0

リサイクル率は参考指標とし目標値を設定しない。

２　排出抑制・資源化の推進に向けた取組

令和３年２月に策定した第４次米子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次の取組を行う。

(1) ４Ｒの推進

①家庭系ごみ対策

○ ワンウェイプラスチックの削減

マイバック、マイボトル・マイカップの利用促進について周知し、ワンウェイプラスチックの削減に取り組む。

○ 生ごみの減量

家庭系可燃ごみの約33%を占める生ごみを減量するため、ダンボール箱を利用した堆肥づくりの普及促進、生ごみ処理機・処理容器の購入費補助※などに継続して取り組む。また、食品の使い切り、食べ切り、水切りについて啓発し、生ごみの減量を促進する。

※家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業
購入金額の3分の1（100円未満切捨て）
生ごみ処理機：上限20,000円（電気式）
生ごみ処理容器：上限3,000円（コンポスト容器・密閉式容器・かくはん式・生ごみ水切り容器）

○ リユースの推進

よなごみ通信、市ホームページ等によりリユースについて周知・啓発を行う。また、株式会社ジモティーと締結している協定に基づき、同社サービスを活用したリユースについて広報し、市民のリユース意識向上を図る。同時に他の事業者についても調査研究を進め、適した事業者があれば、協定を締結する等、協力、連携を図る。

○ 分別の徹底

具体的な分別方法の周知を図り、可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみの減量及び再資源化に取り組む。

○ 小型家電リサイクル

平成２６年１１月から開始した小型家電リサイクルに継続して取り組むとともに、市内の認定事業者の情報を収集し、ごみカレンダー等により周知する。

○ クリーンセンターにおける熱回収

ごみ焼却量の調整等により安定的な焼却を図り、効率的な熱回収に取り組む。

②事業系ごみ対策

○ 事業系ごみの組成分析

事業系可燃ごみの組成分析について、類似団体の実施例等を調査研究する。

○ 事業者別の排出量分析

許可業者に対する調査の実施により、排出事業者別の排出量の把握に努める。

○ 業種別の取組

業種別ごみ減量・資源化マニュアルの作成に向けて、先進取組事例等を調査研究する。

○ 多量排出事業者への取組

排出事業者別の排出量・排出傾向の把握に努め、業種別にごみの減量・資源化の方法について啓発を行う。また、多量排出事業者への個別指導に取り組む。

○ 許可業者への取組

事業者と許可業者との委託契約内容は、事業系可燃ごみの減量、再資源化に大きく影響することから、許可業者に対し適正な循環利用に努めるよう説明会や個別指導を実施する。また、他自治体の事例を参考に、優良事業者の認定制度の導入を検討する。

○ 市役所の取組

市役所から発生するOA用紙の削減に取り組むとともに、公文書の廃棄に当たっては、引続き、特定個人情報の取扱いに留意した上で再資源化に取り組む。

市立小・中学校等の学校給食から発生する食品残さの堆肥化を引続き行う。

○ グリーン購入の推進

グリーン購入の普及促進のため、事業者に対し必要な情報の提供を行う。また、市役所で調達する物品については、「米子市グリーン購入方針」に基づき、リユース製品・リサイクル製品等の優先的な調達に努める。

○ 紙おむつリサイクルの研究

医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつについて、環境省が示す「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を参考に、再生利用等について研究する。

③ 食品ロスの削減

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、全国共同キャンペーン等の実施により家庭系食品ロスの削減の啓発を行う。また、「３０１０運動」の啓発等を行い、事業系食品ロスの削減を図る。

令和４年１１月に本市ホームページに公開した「食品ロスダイアリー」の普及啓発に取り組み、市民の食品ロスに対する関心と削減意識の向上を図る。

鳥取県、県内市町村及びフードバンク団体と連携し「令和６年度とっとりフードドライブ」を実施し、活動の認知向上及び食品ロス削減の意識啓発を図る。

(2) 普及啓発・環境教育の推進

自治会、リサイクル推進員等と連携して、地域におけるごみの発生抑制・排出抑制等の啓発を推進する。また、社会科見学などの機会を捉えて小中学生に対しごみに関する啓発を実施するほか、高校、大学についても分別説明会の実施等により、環境教育・環境学習の場を広げていくこととする。

ごみ情報誌「よなごみ通信」を発行してごみに関する各種の情報を提供し、ごみの排出抑制、リサイクルを促進する。また、「ごみ分別収集カレンダー」、「家庭ごみの分別・出し方早見表」、ホームページにより分別ルールを周知する。

動画投稿サイトYouTubeの「よなご環境チャンネル」やごみ分別アプリ「さんあーる」を活用し、幅広い年代に向けた広報を行う。

第４　収集・運搬計画

１　家庭系一般廃棄物

(1) 家庭系一般廃棄物の有料処理について

ア　開始時期　平成１９年４月１日

イ　対象区分　可燃ごみ、不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

ウ　実施方法　排出量単純比例型

エ　手数料の徴収方法

指定ごみ袋または収集シールによる。なお、収集シールは、指定ごみ袋に収納することができないごみに貼付するものとする。

種別	区分	色	容量	寸法
指定ごみ袋	可燃ごみ	半透明地に青色文字	４０リットル	縦 80 センチメートル、横 65 センチメートル
			３０リットル	縦 70 センチメートル、横 58 センチメートル
			２０リットル	縦 60 センチメートル、横 50 センチメートル
			１０リットル	縦 50 センチメートル、横 40 センチメートル
	不燃ごみ	半透明地に橙色文字	４０リットル	縦 80 センチメートル、横 65 センチメートル
			２０リットル	縦 60 センチメートル、横 50 センチメートル
			１０リットル	縦 50 センチメートル、横 40 センチメートル
収集シール	可燃ごみ	青色地に白色文字		縦 70 ミリメートル、横 132 ミリメートル
	不燃ごみ	橙色地に黒色文字		縦 105 ミリメートル、横 88 ミリメートル

オ　家庭廃棄物処理手数料負担軽減事業について

市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯は、負担軽減事業の対象とし、最大で年間平均使用量の３分の１に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋４０リットル４０枚（又は２０リットル８０枚）を無料で支給する。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施するものとする。

なお、容量の異なる可燃ごみ指定袋又は不燃ごみ指定袋での支給を希望す

る世帯に対しては、市窓口で可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券の支給枚数に相当する枚数の可燃ごみ指定袋又は不燃ごみ指定袋を組み合わせて支給することが出来るものとする。

対象となる福祉サービス等	支給枚数
生活保護世帯（在宅に限る）	４０リットル４０枚（又は２０リットル８０枚）／年間最大
児童扶養手当受給世帯	
特別児童扶養手当受給世帯	
特別障害者手当受給者がいる世帯	
老齢福祉年金受給者がいる世帯	
要介護４以上の認定を受けている市民がいる世帯（在宅に限る）	対象者の人数×４０枚（又は２０リットル４０枚）／年間最大
日常生活用具給付事業によりストマ用装具又はおむつ等の助成を受けている身体障がい者（児）がいる世帯	
２歳未満の乳幼児がいる世帯	

なお、対象期間が１年未満の場合の支給枚数は、下表のとおりとする。ただし、１か月未満の期間は１か月とする。

対象月数	11カ月	10カ月	9カ月	8カ月	7カ月	6カ月	5カ月	4カ月	3カ月	2カ月	1カ月
40リットルの場合	40枚	40枚	30枚	30枚	30枚	20枚	20枚	20枚	10枚	10枚	10枚
20リットルの場合	80枚	80枚	60枚	60枚	60枚	40枚	40枚	40枚	20枚	20枚	20枚

(2) 区分及び収集方法

家庭系一般廃棄物については、下表のとおり定期的に収集し、中間処理施設に搬入するものとする。

区分	収集回数	排出方法	収集方式	収集・運搬主体
可燃ごみ	週２回	指定ごみ袋または収集シール※１	ステーション方式・一部各戸収集	委託
不燃ごみ	月２回	指定ごみ袋または収集シール※２	ステーション方式	委託
不燃性粗大ごみ	月２回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション方式	委託

<table>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td colspan="2">白色発泡スチロール・トレー</td><td>月２回</td><td>透明又は半透明の袋</td><td>ステーション方式</td><td>委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶・ビン類</td><td>月２回</td><td>透明又は半透明の袋※３</td><td>ステーション方式</td><td>委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>月２回</td><td>透明又は半透明の袋※３</td><td>ステーション方式</td><td>委託</td></tr>
<tr><td rowspan="3">古紙類</td><td>新聞・チラシ</td><td rowspan="3">月２回</td><td rowspan="3">ひもで結束</td><td rowspan="3">ステーション方式・一部各戸収集</td><td rowspan="3">委託</td></tr>
<tr><td>本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td></tr>
<tr><td>ダンボール・紙箱</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾電池</td><td rowspan="2">年４回</td><td rowspan="2">透明又は半透明の袋</td><td rowspan="2">ステーション方式</td><td rowspan="2">委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光管・水銀体温計</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>随時</td><td>－</td><td>ボックス回収・持込み回収</td><td>排出者による回収場所への持込み</td></tr>
<tr><td colspan="2">動物死体</td><td>随時</td><td>－</td><td>要請回収・持込み回収</td><td>委託・持込み</td></tr>
</table>

※１　指定ごみ袋に収納することができないごみについては収集シールを貼付するものとする。なお、枝木については長さ９０センチメートル×直径４０センチメートル以内、板については長さ９０センチメートル×幅４０センチメートル×厚さ２５センチメートル以内、座布団等については縦横５０センチメートル×高さ４０センチメートル以内、布団等については長さ９０センチメートル×直径４０センチメートル以内にひもで結束し（いずれもそれぞれの重さは１５キログラム以内とする。）、排出するものとする。

※２　指定ごみ袋に収納することができないごみについては収集シールを貼付するものとする。なお、排出することができるごみは大きさ１メートル×１メートル×２メートル以内のものとし、ひもで結束する場合は長さ２メートル×４０センチメートル以内に結束し、排出するものとする。

※３　淀江町区域についてはコンテナに直接入れても可。

ア　処理困難物について

分別や運搬が困難であるものや、市が収集しないもの（下記イ～オを除く）については、排出者自ら購入店に引取ってもらうか、専門の処理業者又は米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集・処理を依頼するものとする。

イ　特定家庭用機器について

特定家庭用機器再商品化法施行令第１条各号に掲げる機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は市で収集しない。小売業者の引取義務のないこれら機械器具に

ついては、排出者自ら家電販売店に依頼または指定引取場所へ直接搬入することにより処理するものとする。

ウ　パソコンについて

家庭用使用済みパソコンは、小型家電として収集することとし、不燃ごみ又は不燃粗大ごみとしては収集しない。小型家電として排出しない場合は、次のいずれかの方法により回収する。

①回収するメーカーがある場合は、排出者自らメーカーに回収を依頼する。

②回収するメーカーがない場合(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)は、排出者がパソコン３Ｒ推進協会に回収を依頼する。

エ　廃自動二輪車について

二輪車リサイクルシステムに基づき、廃棄二輪車取扱店や指定引取窓口に回収依頼するものとする。

オ　廃消火器について

廃消火器リサイクルシステムに基づき、地域の販売代理店（特定窓口）に回収依頼するものとする。

(3) 収集運搬業務委託業者

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>業者名</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>㈲笠井環境衛生社
㈲原田環境衛生社
(協)米子市環境事業公社
山陰クリエート、K・Cサービス、米子環境サービス一般廃棄物収集運搬受託業務共同企業体
㈲淀江清掃社</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td>㈲笠井環境衛生社
㈲相馬商店</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃性粗大ごみ</td><td>㈲笠井環境衛生社
㈲相馬商店</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源物</td><td colspan="2">白色発泡スチロール・トレー</td><td>㈲笠井環境衛生社
㈲相馬商店</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶・ビン類</td><td>㈲笠井環境衛生社
㈲相馬商店</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>(協)米子市環境事業公社
㈲淀江清掃社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">古紙類</td><td>新聞・チラシ</td><td rowspan="3">㈲笠井環境衛生社
㈲原田環境衛生社
鳥取県西部再生資源事業(協)
(協)米子市環境事業公社
山陰クリエート、K・Cサービス、米子環境サービス一般廃棄物収集運搬受託業務共同企業体
㈲淀江清掃社</td></tr>
<tr><td>本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td></tr>
<tr><td>ダンボール・紙箱</td></tr>
<tr><td colspan="3">乾電池</td><td rowspan="2">㈲笠井環境衛生社、㈲淀江清掃社</td></tr>
<tr><td colspan="3">蛍光管・水銀体温計</td></tr>
<tr><td colspan="3">小型家電</td><td>鳥取県西部事業系一般廃棄物協同組合（回収ボックス設置施設から一時保管場所への運搬）</td></tr>
<tr><td colspan="3">動物死体</td><td>(協)米子市環境事業公社</td></tr>
</table>

(4) 直接搬入

ア　中間処理施設への直接搬入について

下表に記載する区分については中間処理施設に直接搬入できるものとする。

区分	搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ	透明又は 半透明の袋 又はバラ	米子市クリーンセンター	10キログラムあたり199円
不燃ごみ	透明又は	鳥取県西部広域行政管	10キログラム

		半透明の袋	理組合リサイクルプラザ	あたり 178 円
不燃性粗大ごみ		そのまま又は結束※1		
資源物	缶・ビン類	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	
	ペットボトル	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	

※１　搬入することができるごみは大きさ１メートル×１メートル×２メートル以内のものとし、ひもで結束する場合は長さ２メートル×４０センチメートル以内に結束するものとする。

イ　収集日に排出できない資源物等について

下表に記載する資源物等について、収集日に排出できない理由がある場合、米子市クリーンセンター等の資源物置場に搬入することができることとする。

区分			搬入方法	搬入先	手数料
資源物	白色発泡スチロール・トレー		透明又は半透明の袋	米子市クリーンセンター	無料
	缶・ビン類		透明又は半透明の袋		
	ペットボトル		透明又は半透明の袋		
	古紙類	新聞・チラシ	ひもで結束		
		本・雑誌・雑がみ・牛乳パック			
		ダンボール・紙箱			
乾電池			そのまま	市役所、淀江支所、米子市クリーンセンター（回収ボックス）	
蛍光管・水銀体温計			割れないように箱等に入れる		

ウ　小型家電について

下記の施設に排出者が持ち込み、小型家電を回収することとする。

回収ボックス設置施設	市役所、第２庁舎、淀江支所 市内各公民館（大和、宇田川公民館を除く。）
直接持ち込み施設	米子市クリーンセンター

※ 回収ボックス設置施設への持ち込みは、回収ボックスの投入口（40 センチメートル×20 センチメートル）に入るものを対象とする。

※ 回収ボックスに入らないものは、直接持込み施設で回収する。

(5) 計画収集運搬量

別紙１のとおり

２　事業系一般廃棄物

(1) 排出方法

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において次の方法により、適正に排出しなければならない。

・一般廃棄物中間処理施設に直接搬入

・米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

(2) 直接搬入

下表に記載する区分については中間処理施設に直接搬入することができるものとする。

区分		搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ		透明又は半透明の袋又はバラ	米子市クリーンセンター	10 キログラムあたり 199 円
資源物	缶・ビン類※1	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	10 キログラムあたり 178 円
	ペットボトル※1	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	

※１　ただし、従業員の飲食に伴うものに限る。

(3) 計画収集運搬量

別紙１のとおり

３　一般廃棄物収集運搬業許可業者

令和５年度末現在において、本市内のごみ発生量に対する収集運搬能力は、確保されているため、新たな収集運搬業の許可は行わない。

(1) 米子市
別紙２のとおり

(2) 境港市
別紙２のとおり

(3) 日吉津村
別紙２のとおり

第５　中間処理計画

１　区分別処理方法

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>施設名</th><th>運営主体</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>米子市クリーンセンター</td><td>米子市</td><td>焼却</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td rowspan="2">鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ</td><td rowspan="2">鳥取県西部広域行政管理組合</td><td rowspan="2">破砕、選別</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃性粗大ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td colspan="2">白色発泡スチロール･トレー</td><td>㈲エコプラント処理施設</td><td>㈲エコプラント</td><td>破砕、溶融</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶・ビン類</td><td>鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ</td><td>鳥取県西部広域行政管理組合</td><td>缶：選別、圧縮
ビン類：色選別</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ</td><td>鳥取県西部広域行政管理組合</td><td>選別、圧縮、梱包</td></tr>
<tr><td rowspan="3">古紙類</td><td colspan="2">新聞・チラシ</td><td rowspan="3">鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ他４施設</td><td rowspan="3">鳥取県西部広域行政管理組合</td><td rowspan="3">梱包</td></tr>
<tr><td colspan="2">本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダンボール・紙箱</td></tr>
<tr><td colspan="3">乾電池</td><td rowspan="2">㈲海老田金属、野村興産㈱イトムカ鉱業所・関西工場</td><td rowspan="2">㈲海老田金属、野村興産㈱</td><td rowspan="2">破砕、選別</td></tr>
<tr><td colspan="3">蛍光管・水銀体温計</td></tr>
<tr><td colspan="3">小型家電</td><td>㈱イー・アール・ジャパン</td><td colspan="2">当該事業者の再資源化事業計画による</td></tr>
<tr><td colspan="3">動物死体</td><td>広島化製企業組合</td><td>広島化製企業組合</td><td>破砕･油温脱水</td></tr>
</table>

※　㈱王子製紙米子工場の発電ボイラーに供給するＲＰＦを製造するための一般廃棄物となる廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずについては、市外で発生したものも含め、許可業者による処理ができるものとする。

※　小型家電については、国が策定したガイドラインに基づく引渡契約を締結し、小型家電リサイクル法第１０条第１項の規定に基づく再資源化計画により処理するため、施設名に引渡契約先を記載した。

２　中間処理施設

(1) 米子市

米子市クリーンセンター			
	所在地	米子市河崎 3280 番地 1	
	設備及び処理能力	焼却施設	連続運転式焼却炉
			90ｔ/24ｈ×3 炉
		灰溶融施設（休止中）	プラズマ式電気溶融炉
			29ｔ/24ｈ×1 炉
		余熱利用設備	蒸気タービン発電機
			4,000ｋＷ×1 基
	資源化物	主灰・飛灰・ダスト（セメント原料）	

(2) 鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ			
	所在地	西伯郡伯耆町口別所 630 番地	
	設備及び処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理設備	破砕、選別、搬出
			24.5ｔ/日（5H）
		資源ごみ処理設備	選別、搬出
			10.0ｔ/日（5H）
		ペットボトル処理設備	選別、搬出
			2.0ｔ/日（5H）
	資源化物	古紙類、金属、カレット、ペットボトル、プラスチック類、磁気テープ	

(3) 中間処理業務委託業者

㈲エコプラント（白色発泡スチロール・トレー処理施設）			
	所在地	米子市大篠津町 3366 番地 1	
	設備及び処理能力	廃発泡スチロール処理施設	破砕溶融
			0.8ｔ/日、1.92ｔ/日
	資源化物	インゴット（おもちゃの原料、プランター等に使用）	

㈲海老田金属（乾電池・蛍光管等）		
	所在地	米子市大篠津町 3331 番地
	設備及び処理能力	使用済み乾電池及び蛍光管等の梱包・保管施設

野村興産㈱（イトムカ鉱業所）		
	所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
	設備及び処理施設	使用済み乾電池及び蛍光管等の処理処分施設

野村興産㈱（関西工場）		
	所在地	大阪市西淀川区中島二丁目 4 番 143 号
	設備及び処理施設	使用済み蛍光管中間処理施設

公益財団法人　ひょうご環境創造協会（赤穂事業所）		
	所在地	兵庫県赤穂市西浜町１０１６番地１
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

住友大阪セメント株式会社（赤穂工場）		
	所在地	兵庫県赤穂市折方中水尾１５１３番地
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

UBE 三菱セメント株式会社（宇部セメント工場）		
	所在地	山口県宇部市大字小串１９７８番地２
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

UBE 三菱セメント株式会社（伊佐セメント工場）		
	所在地	山口県美弥市伊佐町伊佐４７６８
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

山口エコテック株式会社		
	所在地	山口県周南市晴海町７番４６
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

株式会社トクヤマ（南陽工場）		
	所在地	山口県周南市渚町４９００−４
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

広島化製企業組合（工場）（動物死体）		
	所在地	広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂６５７－１
	設備及び処理施設	破砕・油温脱水施設

※　小型家電については、国が策定したガイドラインに基づく引渡契約を締結し、小型家電リサイクル法第１０条第１項の規定に基づく再資源化計画により処理するため、中間処理委託業者に記載しない。

３　計画中間処理量

別紙３のとおり

４　一般廃棄物処理業許可業者

別紙４のとおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定のほか、本市一般廃棄物処理基本計画その他本市の策定する諸計画の推進を前提とし、リサイクル推進の観点から品目を限定した上で、再利用（売却）が可能であることが客観的に確実と認められるものに限り、許可を行う。

第６　最終処分計画

不燃性の処理残さは、鳥取県西部広域行政管理組合が処分委託している最終処分場において埋立処分する。

１　区分別最終処分方法

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>最終処分方法</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td rowspan="2">不燃物残さ、ガラスカレット、プラスチック残さについては、埋め立て</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃性粗大ごみ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td colspan="2">白色発泡スチロール・トレー</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">缶・ビン類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">古紙類</td><td>新聞・チラシ</td><td></td></tr>
<tr><td>本・雑誌・雑がみ・牛乳パック</td><td></td></tr>
<tr><td>ダンボール・紙箱</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">乾電池</td><td></td></tr>
</table>

蛍光管・水銀体温計	
小型家電	

※　資源化処理後のプラスチック残さについては、約 50%を外部処理（焼却処理）し、焼却残さについては土木資材へリサイクルする。

２　最終処分施設

環境プラント工業一般廃棄物第２最終処分場	
所在地	米子市淀江町小波地内
埋立容量	４８９，６５７立方メートル
埋立面積	３１，８２５平方メートル

第７　その他の計画

１　家庭系ごみ収集・運搬体制

○ ごみ収集袋の使用削減及びバイオマスプラスチック袋の導入検討

○ 収集区分・収集方法の検討

令和６年度からの家庭系ごみ収集区分及び収集方法の一部変更について引き続きごみ分別カレンダー等による住民周知を行う。

○ 混合粗大ごみの処理

可燃物と不燃物の両方からなる粗大ごみについては、可燃物と不燃物に分別し排出されたものを、それぞれ可燃ごみ、不燃ごみとして収集を行う。

なお、分別していない混合粗大ごみの処理に関しては、一般廃棄物処分業許可事業者まで排出者が運搬、及び処分を直接依頼することとし、その際に必要となる費用については排出者の負担とする。

○ 高齢者・障がい者等の支援システムの検討

福祉制度等を利用する高齢者･障がい者のごみ出し支援実証事業を行うとともに、高齢者・障がい者のごみ出し支援について庁内検討 PT 会議を開催し検討を行う。

2　広域連携の推進

鳥取県西部広域行政管理組合が、令和１４年度の稼働を目指す「可燃ごみ処理施設」「不燃ごみ処理施設」「一般廃棄物最終処分場」の整備について、令和５年３月２７日に建設候補地を本市内に選定されたので、同組合と連携・協力し、新しい施設整備に取り組んでいく。

建設候補地の地元の住民に対しては、同組合が行う住民説明会への同席や先進地視察に同行するなど、地元の皆様の意見に真摯に向き合い、安全安心、生活環境など不安に思われることについて丁寧に対応していく。

３　災害廃棄物対策

災害発生時には、「米子市災害廃棄物処理計画」（令和２年３月策定）及び「米子市地域防災計画」並びに災害廃棄物処理の初動対応をマニュアル化した「米子市一次仮置場設置運営手順書」に基づき、災害時に発生するごみ（がれき、生活ごみ等）の適正な処理を行う。また、平常時より関係事業者の連絡先の再確認を行うほか仮置場候補地の利用状況、周辺状況の確認を行い初動対応の検討を行う。災害廃棄物処理中国ブロック協議会と引続き連携し、広域連携訓練に参加するほか本市地域防災計画における清掃班の新任職員等に研修を行い対応力の強化を図る。

４　不法投棄・ポイ捨て対策

○ 監視パトロールの実施と啓発看板の設置

○ 不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置

地区	不法投棄 監視員数（人）	備考
大和	1	平成１９年度から実施
宇田川	1	平成１９年度から実施
大高	2	平成１９年度から実施
県	2	平成１９年度から実施、２３年度から２名体制
大篠津	1	平成２０年度から実施
和田	1	平成２０年度から実施
成実	1	平成２１年度から実施

○ 不法投棄物への不法投棄警告シールの貼付による再発防止

○ 不法投棄常習地点に監視カメラを設置

○ 広報紙、ホームページ、「よなごみ通信」等による不法投棄防止の啓発

○ 住民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃の支援

○ 注射針、薬品ビン、ポリタンク等の危険物が漂着した際の監視パトロール等の実施

５　海岸漂着物対策

市内の公共海岸等に漂着した海岸漂着物等について、平成 21 年 7 月に施行された海岸漂着物処理推進法及び平成 24 年 3 月に策定された鳥取県海岸漂着物地域計画に基づき、海岸管理者である鳥取県とともに、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に取り組む。

Ⅲ　生活排水処理実施計画

第１　計画処理区域

米子市全域

第２　生活排水処理計画

１　地域別整備・処理方針

地域	整備計画
市街化区域及び市街化調整区域の一部	公共下水道事業による。
公共下水道全体計画区域外の農村部	農業集落排水事業による。
公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業区域外の地域	合併処理浄化槽の普及促進を図る。

第３　し尿・浄化槽汚泥処理計画

１　収集・運搬計画

(1) 区分及び収集方法

区分	収集・運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	直営・許可業者※	随時	申込みによる収集及び特定の日の収集
浄化槽汚泥	許可業者	随時	申込みによる収集

※　直営は緊急時のくみ取り及び公衆便所等のくみ取りを行う。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

別紙５のとおり

なお、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業については、米子市合理化事業計画に基づき計画的に車両を減じている状況であり、新たな収集運搬業の許可は行わない。

(3) 計画収集・運搬量

区分	R4 年度実績		R5 年度見込み		R6 年度推計	
	直営	許可	直営	許可	直営	許可
し尿(kl/年)	4	6,864	4	6,654	4	6,190

浄化槽汚泥(kl/年)	－	21,371	－	20,929	－	21,671
計(kl/年)		28,239		27,583		27,861

(4) 安定と継続的な事業実施を目的とした取組

し尿収集業務が減少している状況を踏まえ、安定と継続的な事業実施手法についての検討を行う。

2　中間処理計画

(1) 区分別の搬入先

区分	施設名	運営主体
し尿	鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合
浄化槽汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合

(2) 中間処理施設概要

鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場		
	所在地	米子市安倍 213 番地
	設備及び処理能力	高負荷脱窒素形式
		145kl/日
	処理水については、下水道に接続し放流。汚泥については、民間施設で資源化。	

3　最終処分計画

最終処分施設

環境プラント工業一般廃棄物第２最終処分場	
所在地	米子市淀江町小波地内
埋立容量	489,657 立方メートル
埋立面積	31,825 平方メートル

別紙１

処理量見込み及び計画・収集運搬量

（単位：トン）

区分			家庭系					事業系			計	他町村搬入量（※）	処理量合計
			収集			直接搬入	計	収集	直接搬入	計			
			直営(要請)	委託	計								
可燃ごみ			45	20,114	20,159	925	21,083	14,768	3,079	17,847	38,930	9,581	48,511
不燃ごみ			6	1,188	1,194	175	1,370	0	0	0	1,370	0	1,370
不燃性粗大ごみ			2	304	306	35	341	0	0	0	341	0	341
資源物	白色発泡スチロール・トレー		0	33	33	0	33	0	0	0	33	0	33
	缶・ビン類		1	833	835	0	835	0	82	82	917	0	917
	ペットボトル		1	200	201	1	202	0	2	2	204	0	204
	古紙類	新聞・チラシ	0	969	969	1	970	0	0	0	970	0	970
		本・雑誌	0	754	754	8	762	0	0	0	762	0	762
		ダンボール・紙箱	0	685	685	2	687	0	0	0	687	0	687
乾電池			0	35	35	0	35	0	0	0	35	0	35
蛍光管・水銀体温計			0	12	12	0	12	0	0	0	12	0	12
集団回収			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型家電			0	0	0	67	67	0	0	0	67	0	67
計			55	25,128	25,184	1,214	26,398	14,768	3,163	17,931	44,329	9,581	53,910

※境港市（7,698t）、大山町（1,360t）及び日吉津村（1,138t）

※端数処理により合計が合わない場合があります。

別紙２

一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

(1)米子市

許可番号	業者名	所在地	収集運搬許可物
5	㈲みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	可燃性及び不燃性ごみ
8	宮松　順一	米子市両三柳1588番地	可燃性及び不燃性ごみ
10	㈲アールクリーン	米子市蚊屋733番地	可燃性及び不燃性ごみ
11	㈲井上商店	米子市兼久695番地7	可燃性及び不燃性ごみ
13	㈲K・Cサービス	米子市両三柳4331番地2	可燃性及び不燃性ごみ
14	㈲海老田金属	米子市上福原1329番地13	可燃性及び不燃性ごみ
16	㈱サイキ	米子市夜見町1846番地14	可燃性及び不燃性ごみ
18	㈲大成商事	米子市夜見町3088番地	可燃性及び不燃性ごみ
19	谷野　幸子	米子市彦名町380番地1	可燃性及び不燃性ごみ
20	㈲米子環境サービス	米子市新開6丁目10番10号	可燃性及び不燃性ごみ
22	㈲花岡商店	米子市夜見町3035番地4	可燃性及び不燃性ごみ
27	㈱三原商店	米子市夜見町2487番地3	可燃性及び不燃性ごみ
28	㈲三和産業	米子市高島19番地13	可燃性及び不燃性ごみ
29	㈲安井環境衛生社	米子市永江1012番地	可燃性及び不燃性ごみ
32	㈲青空カンパニー	米子市富益町171番地1	可燃性及び不燃性ごみ
33	㈲エコプラント	米子市大篠津町3331番地	可燃性及び不燃性ごみ
34	中村　武	米子市冨士見町75番地14	可燃性及び不燃性ごみ
36	㈲ケイ・エヌサービス	米子市吉谷660番地3	可燃性及び不燃性ごみ
51	アースサポート㈱	松江市八幡町882番地2	可燃性及び不燃性ごみ
53	㈲淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	可燃性及び不燃性ごみ
54	㈱丸福	米子市淀江町佐陀712番地2	建造物などを解体する際に発生した一般廃棄物に限る。
55	濱田　敏明	米子市両三柳939番地6	可燃性及び不燃性ごみ
83	㈱錦海化成	境港市昭和町7番地3	動植物性残渣（魚のあら）に限る。
84	㈲広島水産加工	呉市阿賀南6丁目2番10号	動植物性残渣（魚のあら）に限る。
85	㈱山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	可燃性及び不燃性ごみ

※ 運搬のみの許可

82	㈱クラエー	倉吉市鴨川町32番地1	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類の㈲山陰クリエートまでの運搬に限る。
86	福井文雄	米子市車尾5丁目2番26号	可燃性ごみ（運搬のみ）
87	㈲ＣＳＳ	米子市旗ヶ崎七丁目22番50号	可燃性ごみ（運搬のみ）
88	㈲環建	境港市中野町1800番地1	可燃性ごみ（運搬のみ）
89	㈱渡辺商会	境港市渡町2282番地	可燃性ごみ（運搬のみ）
90	㈲松井興業	境港市竹内町76番地2	可燃性ごみ（運搬のみ）
91	境港市循環資源再生利用事業協同組合	境港市中海干拓地456番地	可燃性ごみ（運搬のみ）

（２）境港市

業者名	所在地	備考
㈲環建	境港市中野町1800番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈱渡辺商会	境港市渡町2282番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲松井興業	境港市竹内町76番地2	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
境港市循環資源再生利用事業協同組合	境港市中海干拓地456番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入

（３）日吉津村

業者名	所在地	備考
㈲海老田金属	米子市上福原1329番地13	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲エコプラント	米子市大篠津町3331番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲米子環境サービス	米子市新開6丁目10番10号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲青空カンパニー	米子市富益町171番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲安井環境衛生社	米子市永江1012番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲CSS	米子市旗ヶ崎七丁目22番50号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈱山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲ケイ・エヌサービス	米子市吉谷660番地3	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲井上商店	米子市兼久695番地7	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
福井文雄	米子市車尾5丁目2番26号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
㈲みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
アースサポート㈱	松江市八幡町882番地2	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入

別紙３
計画中間処理量

（単位：トン）

区分			中間処理量
可燃ごみ			48,511
不燃ごみ			1,370
不燃性粗大ごみ			341
資源物	白色発泡スチロール・トレー		33
	缶・ビン類		917
	ペットボトル		204
	古紙類	新聞・チラシ	969
		本・雑誌・雑紙・牛乳パック	754
		ダンボール・紙箱	685
乾電池			35
蛍光管・水銀体温計			12
計			53,831

※小型家電、直接搬入の古紙類は本市で中間処理を行わない。

※端数処理により合計が合わない場合があります。

別紙４

米子市一般廃棄物処理業許可業者

許可番号	業者名	所在地	備考
1	㈲大成商事	米子市夜見町3088番地	木くず（一般廃棄物）の破砕
3	㈱山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類の破砕圧縮固化
4	㈱丸福	米子市淀江町佐陀712番地2	木くず（一般廃棄物）の選別・破砕
5	㈲海老田金属	米子市上福原1329番地13	木くず、廃プラスチック類、コンクリートくず、がれき類の破砕
	㈲山陰エコシステム（登録再生利用事業者）	境港市中海干拓地456番地	食品循環資源の堆肥化
	㈱錦海化成（登録再生利用事業者）	境港市昭和町7番地3	食品循環資源（魚のあらに限る）の飼料・肥料化
	㈲広島水産加工（登録再生利用事業者）	呉市阿賀南6丁目2番10号	食品循環資源（魚のあらに限る）の飼料化

別紙５

米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

許可番号	業者名	所在地	処理許可物
1	㈲いけまつ環境	米子市両三柳2016番地	し尿及び浄化槽汚泥
2	㈲いづはら	米子市安倍791番地1	し尿及び浄化槽汚泥
3	㈲かたぎや	米子市旗ヶ崎1丁目14番23号	浄化槽汚泥
4	㈲二宮清掃	米子市大篠津町436番地2	し尿及び浄化槽汚泥
5	㈲みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	し尿及び浄化槽汚泥
7	㈲米子清掃	米子市灘町1丁目85番地	し尿及び浄化槽汚泥
53	㈲淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	し尿及び浄化槽汚泥